

## 国民健康保険からのお知らせ

会社の健康保険等を脱退・加入された場合は、届け出を！

会社の健康保険等を脱退し、国民健康保険に加入される場合は、「健康保険資格喪失証明書」と「印鑑」が必要です。

これまで国民健康保険に加入されていたが、新たに会社の健康保険等に加入された場合は、対象者全員の「新しい健康保険被保険者証」・「国民健康保険被保険者証」・「印鑑」を持って届け出をお願いします。国民健康保険の脱退の届け出をさないと、引き続き加入者として保険料がかかることになりますので、ご注意ください。

**所得申告の届け出を！～保険料を計算する上で所得申告が必要です～**



前年度に国民健康保険所得申告書を提出されたかた、または未申告のかたには、国民健康保険所得申告書を4月下旬に送付します。期日までに申告することで、7月に決定する保険料に反映されます。

保険料の軽減制度を受けられる場合がありますので、所得がない場合でも所得の申告をしてください。ただし、確定申告や市・県民税申告をされたかた、また会社で年末調整をされたかたは不要です。

問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

**特定健康診査受診券送付について**

生活習慣病は日本人の死因の約3分の2を占めています。その生活習慣病を未然に防ぐには「特定健康診査」でメタボリックシンドロームのリスクを早期発見し、「特定保健指導」で生活習慣を改善していくことが大切です。「特定健康診査」を毎年受け、継続的にご自分の健康状態をチェックしましょう。

平成26年度の特定健康診査受診券は5月中旬に送付します。対象者は、4月1日現在、芦屋市国民健康保険に加入されているかたで、40歳から74歳のかた(年度内に40歳となるかたも含む)です。

後期高齢者医療被保険者(75歳以上)のかたにも、同時期に送付します。

4月2日以降に芦屋市国民健康保険の資格を取得されたかたは、今回の受診券送付対象外ですが、中途加入者を対象にした「特定健康診査」を来年1月に予定しています。該当するかたには、12月ごろ個別にご案内します。

問い合わせ 保険課管理係 ☎38-2035

## 平成26・27年度「後期高齢者医療制度」の保険料率

問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037  
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-326-2021

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直されます。

【兵庫県の平成26・27年度の保険料率】

	平成26・27年度	(参考)平成24・25年度
■均等割額	47,603円	46,003円
■所得割率	9.70%	9.14%



【平成26・27年度保険料額の計算方法】

年間の保険料額は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。また、保険料額(年額)の上限が55万円から57万円に変更となります。

保険料額(年額)	均等割額	所得割額
上限57万円	47,603円	(※総所得金額等－33万円)×所得割率9.70%

※総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のこをいいます。所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)

【保険料額の通知について】

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

【所得の低いかたの保険料額軽減】

以下のかたは、平成25年中の所得に応じて平成26年度の保険料額が軽減されます。

■均等割額

平成25年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が下表に示す金額以下のかた(平成26年度分の保険料から、2割軽減および5割軽減対象者が拡大されます。)

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除(被保険者全員の各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円)	9割(4,760円)
額(33万円) 上記以外	7割(14,280円)ー(注1)8.5割(7,140円)
基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数(改正前は、被保険者数から被保険者である世帯主を除いていました)	5割(23,801円)
基礎控除額(33万円)+45(改正前35)万円×被保険者数	2割(38,082円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。(注1)本来は7割軽減ですが、軽減措置が継続されており平成26年度についても8.5割軽減となります。

■所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等－基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみ場合は211万円)以下のかたは所得割額が5割軽減されます。

【被扶養者だったかたの軽減】

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だったかたは、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。

さらに特例として、平成26年度は均等割額が9割軽減され、年額4,760円となります。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていたかたは対象にはなりません。

## 新たに70歳になるかたの窓口負担割合が変更になります

これまで、国民健康保険にご加入の70歳から74歳までのかたの医療機関での窓口負担割合は、法律上2割負担になっていましたが、特例措置で1割負担に据え置かれていました(一定の所得があるかたは3割負担)。

このたび、国においてこの特例措置が見直され、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎えるかたから法律どおり2割負担になることが決まりました。4月下旬にお送りする高齢受給者証から2割負担適用になります。

高齢受給者証と被保険者証を医療機関の窓口で提示していただくことで、3割であった窓口負担割合が2割になります。具体的には次のとおりです。

◆平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えるかた ～誕生日が昭和19年4月2日以降のかた～
■70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日のかたはその月)の診療から、窓口負担割合が2割になります。一部負担金の割合を「2割」と表示した高齢受給者証をお送りします。 (例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎えるかたは、5月の診療から2割負担になります。 ■なお、高額療養費の負担上限額は70歳になることにより下がります。
◆平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えたかた ～誕生日が昭和19年4月1日までのかた～
■平成26年4月以降も窓口負担割合は1割のまま変わりません。一部負担金の割合を「2割(特例措置により1割)」と表示した高齢受給者証をお届けしています。 ■70歳になった段階で下がった高額療養費の負担上限額も変わりません。

\*どちらの場合も、一定の所得があるかたはこれまでどおり3割負担です。

問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

## 7月1日から 老人医療費助成制度・母子家庭等医療費助成制度を改正します

問い合わせ 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076/☎38-2160

市では、健康保険が適用される医療費の自己負担の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施していますが、7月1日より、老人医療費および母子家庭等医療費の助成制度を改正します。

【老人医療費助成制度】

平成26年4月より、70歳から74歳までのかたの医療機関での窓口負担割合が見直されたことを受け、65歳から69歳までのかたを対象とする老人医療費助成制度についても窓口負担割合等を下記のとおり見直します。

なお、平成26年6月30日までに65歳を迎えられるかた(誕生日が昭和24年6月30日までのかた)については、現行の助成内容を継続します。

	現行(平成26年6月まで)	改正後(平成26年7月から)
医療機関等で支払う窓口負担割合(一部負担金限度額・月額)	低所得Ⅱ 2割負担 (外来8,000円/入院24,600円)	低所得Ⅱ 2割負担 (外来12,000円/入院35,400円)
	低所得Ⅰ 1割負担 (外来8,000円/入院15,000円)	低所得Ⅰ 2割負担 (外来8,000円/入院15,000円)

\*所得制限:市町村民税非課税世帯のかたで、対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であること(所得状況により負担区分が異なります)。

\*現行制度の低所得Ⅰ(1割負担)を受給されているかたについては、70歳から74歳までのかたの窓口負担割合が見直されることを受け、70歳の誕生日翌月以降は、窓口負担割合が1割から2割になります。

【母子家庭等医療費助成制度】

所得状況に応じて医療機関等窓口で負担していただく一部負担金について、下記のとおり見直します。

	現行(平成26年6月まで)	改正後(平成26年7月から)
1 医療機関等で支払う一部負担金(負担限度額・月額)	一般区分 低所得区分 外来600円/月2回限度 入院1割(2,400円限度)	一般区分 低所得区分 外来800円/月2回限度 入院1割(3,200円限度)
		現行制度と同じ

\*所得制限:児童扶養手当の一部支給限度額

(所得状況により負担区分が異なります。)

\*外来の一部負担金:1医療機関等ごとに月2回まで800円(低所得区分400円)を上限に負担

\*入院の一部負担金:中学校3年生までは負担なし(還付申請が必要です。)



## 市民と市長の「集会所トーク」を開催

あしやのまちづくりなどについて市長と共に語り合いました

問い合わせ 企画課 ☎38-2127

山中市長が、市民の皆さんに本年度の主な取り組み等について説明し、より良いまちにするため、市民の皆さんと意見交換を行います。

会場は、市内14カ所の集会所等で開催します。各会場は約30人入場できます。各会場には、駐車・駐輪スペースはありません。バスまたは徒歩でお越しください。身体に障がいがあり自動車駐車場を利用されるかたについては、事前にお申し出ください。

【開催日・時間・会場】

開催日	会場	時間
4月16日	水 潮見集会所	午後7時30分～9時
4月17日	木 朝日ヶ丘集会所	
4月18日	金 翠ヶ丘集会所	
4月21日	月 三条集会所	
4月22日	火 前田集会所	
4月23日	水 大原集会所	
4月25日	金 春日集会所	午後2時～3時30分
4月26日	土 奥池集会所	
4月30日	水 竹園集会所	
5月1日	木 茶屋集会所	
5月2日	金 潮声屋交流センター	午後7時30分～9時
5月7日	水 打出集会所	
5月9日	金 浜風集会所	

\*参加申し込みは不要です。直接、会場へお越しください。

\*開催30分前から開場しています。\*西蔵集会所は4月14日に開催済み

## 学生のみなさんへ・学生納付特例制度



国民年金は、20歳になればすべてのかたが加入しなければならない年金制度です。学生のかたも国民年金保険料を納付しなければなりません。が、在学中の保険料の納付が猶予され、卒業後に国民年金保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

■対象者 本人の前年所得が118万円以下の学生のかた

■申請方法 年金手帳・学生証・印鑑を持参し、下記窓口へ。

25年度に学生納付特例を承認され、引き続き在学予定のかたには、日本年金機構からはがき形式の申請書が届きますので、返送してください。

※はがきが届かない場合や学校等の変更がある場合は、申請窓口へ【障害基礎年金の申請・受給について】

学生納付特例期間中に発生したけがや病気により、障害が残ってしまった場合には、障害の状態に応じて「障害基礎年金」の申請ができます。

## 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により、保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

これまででは、保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でした。しかし、4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができるようになりました。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間があり、該当するかたは、申請してください。

※申請には、年金手帳・印鑑が必要です。所得証明書・離職票等の添付書類が必要な場合もありますので、事前に確認してください。

2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができるようになりましたが、申請が遅れると万一の際に、障害年金等が受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

免除は、本人・配偶者・世帯主(納付猶予は本人・配偶者)の申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。配偶者や世帯主が失業等に該当する場合も免除を受けられる場合があります。



問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

## 山まつり会場で出店するフリーマーケットを募集

山まつり会場で出店するフリーマーケットを募集します。

■日時&会場 5月18日(日)午前9時30分から設営(イベントは午前11時～午後2時。雨天中止)/奥池あそびの広場 ■内容 衣料品(クリーニング等されたもの)・日用雑貨など(飲食物は不可) ■募集ブース数 3ブース(3m×3m) ■出店料 1ブース・1,000円(当日会場でいただきます) ■申し込み 5月7日(水)までに、①出店者名②電話番号③ファクス番号④出店物を電話で下記まで※先着順で受け付け。定数になり次第締め切り。■その他 \*ブースへの車の乗り入れはできません。指定された駐車場から出店者で持ち込んでください。\*午後2時から撤去となります。



問い合わせ 山まつり実行委員会事務局(経済課内) ☎38-2033

## 「芦屋市スポーツ推進実施計画」を策定しました

問い合わせ スポーツ推進課 ☎22-7910

市ではこれまで、平成15年3月に策定した「芦屋市スポーツ振興基本計画」(旧計画)に基づき、市民一人ひとりが、それぞれの年齢や体力、目的や好みに応じて、いつでも、どこでも、気軽に運動・スポーツを継続して実施できるよう「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

これまでの取り組みを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画や兵庫県スポーツ推進(実施)計画を参照し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、本市が目指す「すべての市民、スポーツ団体・学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化を創る」ための目標や道筋を示す計画として、このたび「芦屋市スポーツ推進実施計画」を策定しました。

【計画の期間】平成26年度から平成35年度

計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とし、平成30年度までの5年間は前期、それ以後の5年間は後期とします。前期終了となる平成30年度には、社会情勢の変化等も考慮して計画の見直しを行います。

■1 基本理念(ヴィジョン)

「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創る。

■2 使命(ミッション)

すべての市民・スポーツ団体・学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働し、あしやスポーツ文化を創る。

■3 政策目標

目指す姿「すべての市民、スポーツ団体・学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化を創る」

①ライフステージに応じたスポーツの推進  
②スポーツ文化の推進③ささえるスポーツの推進④スポーツ団体・学校・大学、行政等における連携・協働の推進

4つの重点施策

①ライフステージに応じたスポーツ推進施策

■幼児・青少年の実施者を増やす。

■成人・高齢者の実施者を増やす。

■障がいの実施者を増やす。

■ファミリースポーツの実施者を増やす。

■アスリートを増やす。

②スポーツ文化の推進施策

■身近なスポーツ環境の整備

■顕彰制度の充実

■あしやスポーツ文化の充実

■みるスポーツ文化の充実

③ささえるスポーツの推進施策

■指導者の養成と活用

■スポーツボランティアの育成と活用

■障がい者スポーツ組織の充実

④スポーツ団体・学校・大学、行政等における

連携・協働の推進施策

■スポーツ団体間の連携・協働の推進

■行政内や広域行政との連携・協働の推進

■あしやスポーツフォーラムの充実



## 「芦屋市サポートファイル」について

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

各配布窓口で、5月1日から「芦屋市サポートファイル」の配布を開始します。「サポートファイル」とは、支援を必要とするかたのさまざまな情報をまとめたもので、保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことを目的に作成するファイルです。障がい者手帳の所持や診断の有無に関わらず、支援を必要とするかたが、必要性を感じた時から使っていただくものです。

市立保育所・幼稚園・小中学校に在籍されているかたで、配布を希望される場合は、在籍している保育所・幼稚園・学校へ、障害福祉サービスを利用されている成人のかたは障害福祉課・障がい者相談支援事業所へお申し出ください。

それ以外のかたで、配布を希望される場合は、下記の配布窓口へお申し出ください。

■内容 サポートファイルは、生育歴、緊急時の対応、診断名等の情報、成長の記録(各年齢での支援の記録、支援機関からの引継ぎ書等)、卒業後の進学や就労の記録が主な内容となっています。

■使い方 成長とともに、保育所・幼稚園から小学校へ入学や初めてサービスを利用する時等に提示して、ご本人の生育歴や生活の状況等を伝える時の補完的情報として活用するとともに、支援者とのコミュニケーションのきっかけとして活用できます。病院や学校等で何度も同じことを説明するといった、保護者の負担も軽減されます。記録・保管については、ご本人や保護者が行います。

■配布窓口 市役所(障害福祉課・こども課・学校教育課)/保健センター/特別支援教育センター/市立保育所・幼稚園/すくすく学級/障がい者相談支援事業所/クローバー芦屋ランチ



## 税 Q&A

◎平成26年4月1日から消費税が増税になりましたが、地方消費税とは何ですか?また、どのような使われ方をするのでしょうか。

▲地方消費税は、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売サービスの提供等に対して課税される都道府県税です。

消費税率8%とは、消費税率6.3%と地方消費税(都府県税)1.7%を合計したものを指しています。地方消費税は都道府県税ですが、税収の2分の1は市町村に充てられています。また、消費税(国税)のうち平成26年度では1.4%が地方交付税財源になります。

今回の増税による引き上げ分の税収は、年金医療および介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費やその他社会保障施策に要する経費に充当されます。

本市においては平成26年度(予算)における増収分1億2,922万1,500円を母子医療扶助(1億0,000万円)、保育所の定員増による増加経費(9億0,000万円)、グループ型小規模保育事業運営費(2億2,155千円)などの医療・子育て関係経費の財源として活用します。

問い合わせ 課税課管理係 ☎38-2015